

会員等の役員使用人に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）の公共性及びその社会的使命の重要性に鑑み、会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（商品先物取引業務に従事する者に限る。以下この規則において同じ。以下「役員使用人」という。）について、その服務基準及び会員の監督責任等を定めることにより役員使用人の資質の向上を図り、もって顧客（定款第3条第1項第6号に定める者をいう。以下この規則において同じ。）の保護に資することを目的とする。

(役員使用人の採用)

第2条 会員は、役員使用人の採用に際しては、採用しようとする者が第1条の目的に照らし、善良かつ有能な役員使用人となることができる者であるかどうかを、その者の経歴等により審査しなければならない。

2 会員は、他の会員の役員使用人又は役員使用人であった者を採用するに当たり、その者に他の会員の顧客名簿その他顧客の個人情報の提供を求めたり、又は当該情報を持ち出す等の不当な行為を行わせるよう助長する行為（幫助又は教唆を含む。）をしてはならない。

(法令等違反行為を行った者に対する採用の対応等)

第2条の2 会員は、前条第1項に規定する審査において、採用しようとする者が、次に掲げる指導等を受けた者であったことが判明した場合には、その者が会員の商品先物取引業務を適正に行うよう教育・指導を実施し、再びかかる行為を行うことのないよう管理・監督しなければならない。

- (1) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第13条又は第25条の規定による指導又は勧告
- (2) 指導等規則第16条の規定による二級不都合行為者としての取扱い
- (3) 会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）第4条の2の規定による外務員の職務禁止措置
- (4) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第204条第1項の規定による外務員の登録の取消し又は職務の停止

(本会への照会)

第3条 会員は、役員使用人として採用しようとする者が他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であったときは、あらかじめ、本会に対し、指導等規則第16条に規定する一級不都合行為者の取扱い及び前条各号に掲げる指導等の有無について、照会しなければならない。

2 本会は、前項の規定による照会があったときは、照会に係る事項について、遅滞なく、当該会員に回答する。また、指導等があった場合は、その内容等を併せて回答する。

3 第1項の規定は、他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であった者が、社内異動により商品先物取引業務に従事することとなる場合にも適用する。

(不都合行為者等の採用の禁止)

第4条 会員は、指導等規則第16条の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者については、いかなる名称を用いているかを問わず、役員使用人として採用してはならない。

2 会員は、指導等規則第16条の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者につ

いては、当該取扱いの決定の日から5か年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、役員
使用人として採用してはならない。

(サービスの根本基準)

第5条 会員は、役員使用人に商品先物取引業務の公共性及び社会的使命の重要性を認識させ、か
つ、顧客の保護の精神に則り各自の本分に精励させなければならない。

2 会員は、役員使用人をして、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）その他関係法令、受託
契約準則に違反する行為並びに本会の定款、諸規程及び自主規制規則その他諸規則に違反する
行為を行わせてはならない。

3 会員は、登録外務員でない者を使用して商品先物取引業務を行わせ又は市場調査、アンケート
募集等当該行為と誤認されるおそれのある外交接触をさせてはならない。

4 会員は、役員使用人をして、他の会員若しくはその役員使用人又は商品先物取引業界に対する
誹謗、中傷等その信用を損ねる行為を行わせてはならない。

(役員使用人の禁止行為)

第6条 会員は、役員使用人が法その他関係法令、受託契約準則及び本会の定める自主規制規則に
違反する行為のほか、次に掲げる行為を行うことのないように管理しなければならない。

(1) 商品デリバティブ取引（法第2条第15項に定める取引をいう。以下この規則において同
じ。）の委託又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込み（以下「委託等」とい
う。）につき、顧客に対し、当該取引に係るもの以外のものであると顧客に誤認されるよう
な仕方での勧誘を行うこと。

(2) 商品デリバティブ取引の委託等につき、顧客に対し、事実と反する事項を告げ又は威迫する
言動を交えて勧誘すること。

(3) 顧客に対し、取引の仕組み、その投機的本質及び損失が発生する可能性等法217条第1項に
規定する契約締結前交付書面に基づいて法第218条第1項に定める説明をしないで勧誘し、受
託又は取引の相手方となること。

(4) 顧客に対し、商品取引契約（法第2条第24項に定める契約をいう。以下この規則において同
じ。）以外の契約を解除することを勧めること。

(5) 商品デリバティブ取引の委託等につき転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示
した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧め又は新規に当該取引を勧めること。

(6) 商品取引所において受託契約準則に定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に
委任を受けた代理人（同準則で定める代理人を除く。）から受託すること。

(7) 顧客に対し、本人以外の名義を使用させること。

(8) 外務員として登録を受けていないのに登録外務員の行為を行うこと。

(9) 顧客に対し、取引等の損益を共にすることを約束し、又はこれを実行すること。

(10) 自己の在籍する以外の商品先物取引業者に取引の委託等の引受けを斡旋すること。

(11) 委託者等から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で在籍する商品先物
取引業者（会員に限る。）に通すこと。

(12) 委託者等とみだりに金銭等の貸借関係を結び、又は金銭等の借受けを勧めること。

(13) その他登録外務員の職務を怠る等委託者等の保護に欠ける行為を行うこと。

(指導等規則による指導、勧告、処分を受けた者の取扱い)

第7条 会員は、指導等規則に基づき指導、勧告及び処分（一級不都合行為者を除く。）を受けた
者について、引き続きその者を登録外務員として就業させる場合には、再びかかる行為を行う
ことのないよう商品先物取引業務の適正化を図るための教育・指導を講じ、その者を管理・監

督しなければならない。

(教育研修の実施)

第8条 会員は、役員使用人に対し、その資質の向上を図るために必要な教育研修を行わなければならない。

(商品先物取引仲介業者への本規則の適用)

第9条 会員は、本規則の定めるところにより、自らを所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に、当該商品先物取引仲介業者の役員使用人を管理させるものとする。

2 商品先物取引仲介業者の役員使用人の本会への照会は、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者を通じて行うものとし、その取扱いについては第3条に定める手続きの例によるものとする。

(細則の制定)

第10条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の実施日において現に旧規則第14条の規定により不都合行為者と決定されている者については、旧規則第4条の規定をなお適用することとし、改正後の規則第4条の規定は適用しない。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項、第2項、第5条第1項、第9条第2項、第3項及び第11条から第23条までを改正。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会が不都合行為者として決定した者については、なお従前の例による。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項及び第11条を改正。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第9条第4項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条、第9条第3項及び第10条を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

1. 本規則を「会員従業員に関する規則」から「会員等の役員使用人に関する規則」に改める。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第1章から第6章の各表題を削除。
2. 第1条から第3条を改正。
3. 第4条第2項を削り、改正。
4. 第5条を改正。
5. 旧第6条を第10条に繰り下げ、改正。
6. 旧第7条及び旧第8条を削除。
7. 旧第9条を第6条に繰り上げ、改正。
8. 旧第10条を削除。
9. 第7条を新設。
10. 旧第11条を第8条に繰り上げ、改正。
11. 旧第12条を第9条に繰り上げ、改正。
12. 第13条を削除。
13. 第11条を新設。
14. 第14条を第12条に繰り上げ、改正。

15. 別紙 1 及び別紙 2 を新設。

附 則

この改正は、平成23年 3 月 2 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 1 条、第 4 条及び第 5 条を改正。
2. 第 3 条第 3 項を新設。

附 則

1. この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
2. この改正の施行日前に、改正前の指導等規則第 15 条第 4 項に基づき登録の拒否の処分を受けた者に関する本会への照会については、なお従前の例による。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 2 条の 2 を新設。
2. 第 3 条第 1 項から第 3 項を改正。
3. 第 4 条第 1 項を第 2 項に繰り下げて改正、第 1 項を新設。
4. 第 5 条を削除し、第 6 条及び第 7 条を繰り上げ。
5. 第 8 条を削除し、第 9 条を繰り上げて改正。
6. 第 10 条から第 12 条を順次繰り上げ。
7. 別紙 1 及び別紙 2 を改正。

附 則

この改正は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

- 別紙 1 及び別紙 2 を改正。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 3 条第 1 項及び第 2 項を改正。
2. 別紙 1 及び別紙 2 を削除。